令和７年１０月１５日

公　告　第　１１７５　号

東京都農林漁業団体健康保険組合
理 事 長　野　崎　啓　太　郎

令和８年度・法第３条第４項の規定による被保険者のうち
第４７条第二号該当者の標準報酬月額について

当健保組合の標記該当者にかかる標準報酬月額は、令和７年９月３０日現在の当健保組合全被保険者の平均標準報酬月額（４２１，２９６円）に基づき、下記のとおり公告します。

記

１．標準報酬月額　　４１０，０００円

２．適 用 期 間　　令和８年４月　１日より
　　令和９年３月３１日まで